

## 特集

# 新型コロナウイルスと年金に関する対応

2020年1月に日本国内でも確認された「新型コロナウイルス」の感染者は日を追うごとに拡大し、4月には政府が「緊急事態宣言」を発動するに至った。自粛や店舗等の休業が求められるなか、日本経済は大打撃を受け、収入が減少したり倒産・廃業・解雇を余儀なくされる人が続出した。

経済援助として、政府は個人や事業主に対して給付金の支給や融資を行う一方で、年金制度についても保険料納付の免除や猶予措置等が行われている。

## ■ 国民年金第1号被保険者について

新型コロナウイルスの感染症の影響により、失業、事業の廃止（廃業）または休止の届出を行っている人など、一時的に国民年金保険料を納付することが困難な場合、一定の要件で、本人からの申請に基づき、国民年金保険料の免除が適用できる場合がある。

2020年5月1日からは「臨時特例措置」として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除の手続きが行える。

## ■ 事業主、船舶所有者について

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった事業主に対して、申請により厚生年金保険料等の納付を1年間猶予することができる特例制度が2020年4月30日に施行された。

これ以外にも厚生年金保険料等を分割納付できる仕組み「換価の猶予」等を利用することもできる。

さらに、事業主からの申し出に基づき、以下の(1)から(4)のいずれかの対応が認められる場合

## 新型コロナウイルス感染症に関する日本国内での主な経緯

### 【2019年】

#### ・12月31日

中国武漢市で原因不明の肺炎が拡大。

### 【2020年】

#### ・1月7日

中国が新型コロナウイルスを患者から検出。

#### ・1月16日

日本国内で1人目の感染者を確認。

#### ・1月28日

日本人初の発症を確認。

#### ・1月29日

武漢市から日本人帰国者を乗せたチャーター便第1便が到着。

#### ・1月31日

WHOが「緊急事態宣言」を発表。

#### ・2月1日

日本政府が新型肺炎コロナウイルス感染症を「指定感染症」として認定。

#### ・2月5日

横浜沖に停泊しているクルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス号」で集団感染が判明。

#### ・2月13日

日本で初めての死者を確認。

#### ・2月3日

厚労省は2月上旬を目途に全国335カ所に「帰国者・濃厚接触者外来」を設置することを決定。

#### ・4月7日

「緊急事態宣言」を埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県の7区域に発

がある。

**(1) 各月の納付予定額の変更**

年次の納付予定額に変更のない範囲であれば、各月の納付予定額(支払予定日の変更を含む)を変更できる。「各月納付予定額変更申出書」の提出が必要。

**(2) 分割納付期限の延長**

納付書に記載されている納付期限の属する年次の翌年次末まで延長することができる。

**(3) 分割納付額の変更**

納付計画について最終の年次を変更することなく、納付額を変更することができる。「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納付計画(延長)申請書」の提出が必要。

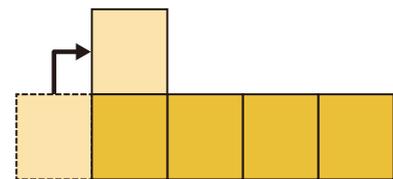
**(4) 計画期間の延長**

最終の年次を延長し、年次の納付額を変更することができる。計画期間については最大30年とする。変更にあたっては「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う納付計画(延長)申請書」の提出が必要。

なお、かつて厚生年金基金の設立事業所であって、現在、納付計画に基づいて分割納付している事業主が、今般の新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に納付が困難な場合については、下記の3つの措置が認められる。

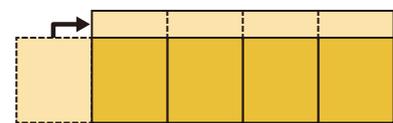
**①納付期限の延長)**

新型コロナウイルス感染症に伴い財産に相当の損失を受け、納付計画における納付が困難である場合などは、納付書に記載された納付期限年月日から、最大1年間納付期限を延長できる。



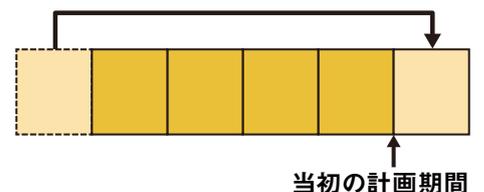
**②納付計画の変更(計画期間の変更なし)**

現在の納付計画について、計画期間を変更することなく、毎年の納付額を変更できる。この場合は、変更した納付計画の提出が必要。



**③納付計画の変更(計画期間の変更あり)**

現在の納付計画について、計画期間を延長し、毎年の納付額を変更できる。ただし、計画期間内に納付することができないやむを得ない理由があると認められ、納付計画の変更について厚生労働大臣の承認を受けた場合に限る。計画期間は最大30年とする。



動(5月7日を解除の目途)。

- **4月16日**  
「緊急事態宣言」を全国すべての都道府県を対象に拡大。
- **4月20日**  
「特別定額給付金」を閣議決定。
- **5月1日**  
事業主を対象に各種給付や融資の受付を開始。
  - ・ 持続化給付金
  - ・ 雇用調整助成金
  - ・ 新型コロナ感染症特別貸付 など
- **5月4日**  
「緊急事態宣言」の対象期間を5月31日まで延長。
- **5月14日**  
「緊急事態宣言」の対象区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県に変更し、他は解除。
- **5月21日**  
「緊急事態宣言」の対象区域を北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県に変更し、他は解除。
- **5月25日**  
「緊急事態宣言」の全国的終了を宣言。

**■年金受給者について**

外出による患者・感染者との接触機会を減らす観点から、2020年2月末日以降に提出期限がある以下の届

書(2月以降に誕生月がある方の届書)の提出がなかった場合でも、当面の間、年金及び年金生活者支援給付金について、支払いを止めない。

**【対象となる届書】** ・現況届 ・生計維持確認届 ・障害状態確認届

なお、「障害状態確認届」(診断書)は、2020年2月末から2021年2月末までに提出期限がある人について提出期限を1年間延長する。これに伴い、2020年2月から2020年6月の間に提出期限がある人は、診断書を作成・提出の必要がなく、また、2020年7月から2021年2月までの間に提出期限がある人については、本年は日本年金機構から「障害状態確認届」(診断書)を送付しない。